

徳島県議会政策条例検討会議  
結 果 報 告 書

平成30年11月30日

## 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例（案）

笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「科学的根拠」を「フジ化物応用その他の科学的根拠」に改め、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「であつて歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理」に、「についての」を「についての、」に、「及び保健医療等業務従事者」を「保健医療等業務従事者及び医療保険者」に、「による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診」を「による充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に関すること。

八 八〇二〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に関すること。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笑顔が輝くとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例（平成二十四年条例第一号）  
新旧対照表

改 正 案	現 行
第十二条（略） 一～三（略）	第十二条（略） 一～三（略）
四 フジ化物応用その他の科学的根拠に基づく歯科疾患の予防対策等の支援に関すること。	四 基づく歯科疾患の予防対策等の支援に関する科学的根拠に
五～六（略）	五～六（略）
七 歯科と医科の各分野間の連携体制強化のための取組の推進に関すること。	（新設）
八 八〇二〇運動（八十歳になつても自分の歯を二十本以上保つことを目標に、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいう。）及びオーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態となることを未然に防ぐための取組をいう。）の推進に関すること。	（新設）
九 障がい者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であつて歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診又は口腔機能の管理を受けることが困難なものについての、歯科医師等、保健医療等業務従事者及び医療保険者との連携の強化による充実した歯科保健及び歯科医療、定期的な歯科に係る検診並びに口腔機能の管理を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。	七 障がい者、介護を必要とする高齢者、入院患者、中山間地域に居住している者、被災者その他の者であつて歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることが困難なものについての歯科医師等及び保健医療等業務従事者との連携の強化による歯科医療又は定期的に歯科に係る検診を受けることのできる体制づくりの支援に関すること。
十（略）	八（略）